

令和5年度高槻市における障がい者就労施設等からの物品 及び役務の調達推進を図るための方針

第1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えると同時に、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、本市においても物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するとともに、障がい者の雇用拡大に向けた取組が必要である。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立及び社会参加を促進するとともに、障がい者就労施設等の受注機会の確保並びに障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図るため、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

第2 調達方針

1 調達する物品等

この方針により本市が調達する物品等は、本市が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、業務委託等、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障がい者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障がい者
- (8) 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

各項目の目標は、以下のとおりとする。

物品等	役務	総額
4,500,000 円	35,000,000 円	39,500,000 円

4 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 本市の需要に係る障がい者就労施設等への情報提供

毎年、各部局の障がい者就労施設等からの調達実績と今後の予定を調査し、その中で顕在化した需要等を障がい者就労施設等に情報提供する。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう必要に応じて分離分割発注を行うなど納期や、履行期間を考慮する。

ウ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障がい者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について十分説明する。

(4) 随意契約の積極的な活用

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

第 3 公表

本方針に基づく実績は、会計年度終了後にホームページ等で公表するものとする。

第 4 推進体制

本市は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、全庁挙げて調達目標の達成に向けて、継続的活安定的な取組を進めるものとする。

第5 その他

- 1 物品等の調達における契約手続きについては、高槻市財務規則（平成7年3月30日規則第13号）の規定によるほか、障がい者優先調達に係る事務処理要領に基づき実施するものとする。
- 2 本方針の目的の達成に向けて、必要に応じて各項目の見直しを行うものとする。